

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者
23 年－ 15 (23.11.24)	福祉保健	<p>公的年金の改悪に反対する意見書の提出について</p> <p>▶陳情理由 政府の「税と社会保障の一体改革」は、年金のさらなる改悪を国民に押し付けるものであり、その内容を周知する時間を保証せずに強行することは、許すことのできない暴挙である。 その年金改悪は、2.5 %の「特例水準」を3年程度で解消するといひ、すでに時効だとする我々の主張を無視し、支給額を引き下げるものである。 その上、マクロ経済スライドを毎年発動し 0.9 %の引き下げを続け、支給開始年齢を 68 才～ 70 才まで引き上げるなど、厳しい高齢者の生活実態を無視した改悪で断じて許せない。 今、高齢者は政府の資料でも単身世帯で年収 50 ～ 100 万円未満が最も多く、150 万円未満が半数以上であり、税や社会保険料の増額で、使える金は減少の一途をたどっている。老齢基礎年金のみの受給者 860 万人の実に 43.9 %は、65 才を待たずに前倒しで減額受給しており、支給開始年齢の引き上げも、年金額の引き下げもできる状況にはない。 そもそも、現在の公的年金の行き詰まりは、10 年以上にわたり労働者・国民に負担を負わせ、グローバル企業を支援してきた政治がもたらした結果であり、その責任を高齢者に転嫁することなどあってはならない。</p> <p>▶陳情事項 上記状況を改善するために、下記事項についての意見書を国宛に提出すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 年金 2.5 %の引き下げ反対、デフレ経済下の「マクロ経済スライド」の発動を止めること。 2. 年金支給開始年齢のさらなる引き上げをしないこと。 3. 低年金者への加算は、生活できる十分な額にすること。また無年金者にも給付すること。 4. 受給資格期間を短縮した場合、現在の無年金者にも適用すること。 	全日本年金者組合鳥取県本部 執行委員長 増田 修治 (倉吉市福光 556)